

第36回中国地区老人福祉施設長研修会 参加・宿泊に関するご案内

拝啓 皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたびは、「第36回中国地区老人福祉施設長研修会」が来る11月6日（月）～7日（火）に広島市において盛大に開催されますことを心よりお慶び申し上げます。

皆様方のご宿泊等のお手伝いを弊社に御用命頂きましたことを厚くお礼申し上げます。
社員一同、万全の準備をいたし、ご満足いただけますよう全力を尽くす所存でございます。
心より皆様方のお越しをお待ち申し上げます。

敬具

名鉄観光サービス株式会社広島支店
支店長 吉田 秀文

◆参加費のご案内

参加費	会 員	8,000円
	非会員	16,000円

◆交流会参加費のご案内

参加費	会 員・非会員とも	8,000円
-----	-----------	--------

◆宿泊のご案内 【名鉄観光サービス㈱の募集型企画旅行商品です】

宿泊日：平成29年11月 6日（月）

宿泊施設名	申込記号	部屋タイプ	宿泊料金	アクセス時間
グランドプリンスホテル広島	A S	洋室〔シングル1名利用〕	15,120	会場ホテル
	A T	洋室〔ツイン 2名利用〕	12,960	
ドーミーイン広島	B S	洋室〔シングル1名利用〕	11,500	会場より 車で約20分
ホテルサンルート広島	C S	洋室〔シングル1名利用〕	10,800	会場より 車で約20分
ホテル法華クラブ広島	D S	洋室〔シングル1名利用〕	9,800	会場より 車で約20分

◎上記の金額は、税金・サービス料を含む一人様あたりの1泊朝食付き料金です。

◎シングルは1名様でのご利用、ツインは2名様でご利用となります。

◎ホテルの客室は、ほとんどが禁煙となっております。喫煙希望の場合でも、禁煙室利用のお願いをさせていただくことが予想されますので、ご理解のほどお願い申し上げます。〔ホテルサンルート広島は、客室内すべて禁煙となっております〕

◎前泊・後泊はご希望により手配いたします。

◎最少催行人員 1名（当旅行には、添乗員は同行いたしません）

◆申込方法及び締め切り

別紙「申込書」に必要事項をご記入の上、平成29年10月20日（金）までに名鉄観光サービス(株)広島支店宛てにFAXもしくは、ご郵送ください。また、その際必ず控えをお取り置きください。

◆お支払い方法のご案内

お申込みの内容に基づいて、請求書を10月27日（金）頃までにご送付いたします。内容をご確認のうえ指定期日までに指定口座へお振込みください。ただし、振込み手数料は申込者負担となります。なお、領収書は振込用紙の控えをもってかえさせていただきます。

◆変更・取消について

- （１）お申し込み後変更・取消・追加が発生した場合は、お申し込み時にお送りいただいた「参加申込書」に、「変更・取消」の内容を明示していただき、FAX または郵送にて弊社宛にお送りください。
- （２）参加費につきましては、お振込み期日以降のお取消しの場合は返金いたしかねます。
- （３）宿泊などのお取消しにつきましては、下記「ご旅行条件について」内の取消料にてご確認ください。

取消料基準は、郵送の場合は消印日、FAXの場合は営業日・営業時間内を有効とさせていただきます。

ご 旅 行 条 件 に つ い て

■募集型企画旅行契約

この旅行は、名鉄観光サービス(株)が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様には募集型企画旅行を締結することになります。なお、旅行契約の内容・条件につきましては、詳しい「ご旅行条件書（国内・募集型企画旅行）」をご確認いただけますようお願い申し上げます。

■取消料 お客様いつでも取消料をお支払いいただくことにより契約を解除することができます。

取消日	8日前まで	7日～2日前まで	前日	当日または無連絡不参加
参加費	返金いたしません			
宿泊代	無料	30%	50%	100%
交流会	無料		100%	

※参加・宿泊・交流会の取消・変更は書面で承ります。トラブルの原因となるお電話での受付はいたしかねます。

※取消料は、弊社の営業時間内（土日祝を除いた9:00～18:00）に受理した日を基準といたします。

※ご返金は、大会終了の後、取消料及び所定の振込み手数料を差引のうえ返金いたします。

■個人情報の取り扱いについて

ご旅行申込みに際して提出いただいた個人情報につきましては、お客様との連絡のためや宿泊運送機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに利用させていただくほか、必要な範囲内で当該機関等及び手配代行者に提供いたします。当社の個人情報の取扱に関する方針については、ホームページ（<http://www.mwt.co.jp/>）でご確認ください。

◆会場・宿泊施設のご案内

グランドプリンスホテル広島

〒734-8543 広島県広島市南区元宇品 23-1

TEL 082-505-0661

FAX 082-256-1134



■お車をご利用の場合

広島高速3号線宇品出口から約3分

[岡山方面から] 山陽自動車道広島 I.C. から17km(平常時約35分・広島高速利用約18分)

[山口方面から] 広島岩国道路廿市 I.C. から24.4km(平常時約45分)

※研修会終了後、駐車券をフロントまでお申し出ください。

(研修期間中は無料で駐車いただけます)

■広島駅よりタクシーをご利用の場合

広島駅よりタクシーで約20分(約2,400円)

■広島駅より路線をご利用の場合

広島バス21号(宇品)線グランドプリンスホテル広島行

広島駅南口バスのりばA-(2)ー八堀ー紙屋町ー広島港ーグランドプリンスホテル広島停留所

JR 広島駅から平常時40分

■広島駅新幹線口(北口)よりグランドプリンスホテル広島無料シャトルバス運行中

新幹線口北口(発) 10:30——ホテル(着) 11:00

〃 11:50——ホテル(着) 12:20

※バスは新幹線口バスロータリーに停車いたします。(8番・9番バスのりば付近へお越しください。)

(8番・9番のりば前の貸切バス駐車スペースに停車します。満席の場合はご乗車にならない場合もございます。)

※11月7日(火)閉会式終了後、ホテル玄関前より「広島駅新幹線口」行き専用バスを運行いたしますので、ご利用ください。

◆宿泊等の問合せ先

<旅行企画・実施>

観光庁長官登録旅行業第55号 社団法人日本旅行業協会 ボンド保証会員

名鉄観光サービス株式会社 広島支店

〒730-0013 広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル9階

E-mail hiroshima@mwt.co.jp

TEL082-227-2281 FAX082-227-8863

営業時間 平日 9:00~18:00 定休日 土・日曜日、祝祭日

【担当: 兼田・北川】



ご旅行条件書（国内・募集型企画旅行）

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、名鉄観光サービス株式会社（愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4番8号、国土交通大臣登録第55号。以下「当社」といいます。）が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件はこの条件書によるほかパンフレット等、出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）および当社旅行予約款募集型企画旅行契約の部によります。

2. 旅行のお申し込みおよび契約の成立時期

- (1) 旅行のお申し込みは、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、申込金を添えてお申し込みください。
- (2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段により旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点で契約は成立していません。当社が予約の承諾をする旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に（1）の申し込み手続きをお願いします。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- (3) お客様との旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込書と申込金を受領したときに成立するものとします。
- (4) お客様が（2）の期間内に申込金を提出しない場合又は会員番号等を通知しない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- (5) お申し込みの際、お1人様につき以下の申込金をお支払いいただきます。申込金は、「お支払い対象旅行代金」または「取消料」、「違約料」の一部または全部として取り扱います。

区 分	申 込 金（お1人）
旅行代金が6万円以上	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上6万円未満	10,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	5,000円以上旅行代金まで

- この表における旅行代金は、「お支払い対象旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- (6) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。

3. お申し込み条件

旅行開始日に70歳以上の方、妊娠中の方、現在健康を損なっている方、身体に障害をお持ちの方、補助犬使用者の方などで、特別な配慮（車椅子の手配等）を必要とする場合は、旅行申し込み時にその旨をお申し出ください。当社は可能で合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために譲じた特別な措置に要する追加費用はお客様の負担とします。

また、旅行内容や現地事情、運送・宿泊機関等の状況等により健康診断書のご提出、同伴者・介助者のご同行を条件とさせていただきます。日程の一部変更や参加をお断りする場合があります。

4. 契約書面および確定書面（最終日程表）の交付

確定した旅行日程、航空機の便名、列車名および宿泊ホテル名、集合場所および時刻等が記載された確定書面（最終日程表）を遅くとも旅行開始日の前日までににお渡します。（原則として旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7～10日目にあたる日より前にお渡しするよう努力いたします）ただし、旅行開始日の前日からさかのぼって7日目にあたる日以降に旅行の申し込みがなされた場合には、旅行開始日までにお渡しします。また、お渡し期日前であってもお間違いございましたら、手配内容についてご説明いたします。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日までの当社が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

6. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示された以下のものが含まれます。
- (ア) 航空運賃および船舶・鉄道運賃等（コースにより等級が異なります）
- (イ) 空港・駅・港と宿泊機関との送迎バス代金等
- (ウ) バス代金・ガイド代金・入場料等の観光代金
- (エ) 宿泊代金および税・サービス料金
- (オ) 食事代金および税・サービス料金
- (カ) お客様お1人につきスーツケース等1個の受託手荷物運搬料金（お1人15kg以内が原則となっていますが、座席等級・方面により異なりますので詳しくは係員におたずねください）手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関への運送委託手続きを代行するものです。また、一部の空港・駅・ホテルではボーターがない等の理由により、お客様ご自身で運搬していただく場合があります。
- (キ) 団体行動中の心付け
- (ク) 添乗員が同行するコースの添乗員同行代金
- (ケ) その他パンフレット等で含まれる旨明示したもの
- (2) 上記の諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。
- ## 7. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれないもの
- 第6項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- (ア) 自宅から集合・解散場所までの交通費、宿泊費等
- (イ) 超過手荷物料金（規定の重量・容量・個数を超える分について）
- (ウ) クリーニング代金、電報電話料金、ホテルのボーイ・メイド等へのチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用、およびこれらに伴う樹・サービス料
- (エ) 傷害・疾病に関する医療費等
- (オ) 「オプショナルツアー」等と称し、現地で希望者のみを募って実施する小旅行等の代金
- (カ) 「○○プラン」、「○○追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金

8. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。

9. お客様の交代

お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入のうえ手数料（お1人様につき10,500円）と共に当社にご提出していただきます。

10. お客様の解除権 旅行開始前

- (1) お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、当社の営業日・営業時間内にお受けしますので、旅行お申し込み時に営業時間等をお客様ご自身でもご確認ください。

解 除 期 日	取消料（お1人）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日曜日の旅行にあっては10日目）にあたる日以降8日目にあたる日まで	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降前々日にあたる日まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日	旅行代金の 50%
無連絡不参加および旅行開始後	旅行代金の100%

- (2) 旅行契約成立後、お客様のご都合によりコースまたは出発日を変更された場合は、取り消し後に再予約を行うこととなり、上記の取消料の対象となります。

- (3) 当社は、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（または申込書）から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。

11. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき15万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。
- (2) お客様が、以下に例示するような当社または当社の手配代行者の管理し得ない事由により損害を被られたときは、当社はお客様に対して（1）の責任を負いません。ただし、当社または手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。
- (ア) 天災地変、戦乱、暴動またはこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止またはこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (ウ) 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (エ) 自由行動中の事故（オ）食中毒（カ）盗難
- (キ) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

12. 特別補償

当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に障害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様またはその法定相続人に死亡補償金、後遺傷害補償金、通院見舞金および入院見舞金を支払います。補償金等の額は、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、死亡補償金として、1,500万円、また、所有の身の回り品に損害を被ったときは、「特別補償規程」により携帶品損害補償金を支払います。

13. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払い対象旅行代金に右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。
- (2) 契約内容の重要な変更が生じた原因が以下によるものであることが明白な場合（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したこと（いわゆるオーバーブッキング等）による場合は除きます）は変更補償金を支払いません。
- a. 旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変
b. 戦乱 c. 暴動 d. 官公署の命令
e. 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
f. 遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
g. 旅行参加者の生命または身体の安全確保のための必要な措置
- (3) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して1旅行契約につきお支払い対象旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また、旅行者1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額 ＝お支払い対象旅行代金 ×1件につき下記の率	
	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
① 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
② 契約書面に記載した観光施設（レストランを含みます）その他旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り適用。）	1.0%	2.0%
④ 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑨ 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%
注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降に旅行者に通知した場合をいいます。		
注2 確定書面に交付された場合には、「契約書面」とあるものを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。		
注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。		
注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより悪いものへの変更を伴う場合には適用しません。		
注5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。		
注6 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。		

14. お客様の責任

お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行日において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

15. 個人情報の取り扱い

- (1) 当社及びパンフレットの「販売店」欄記載の受託旅行業者（以下「販売店」といいます。）は、旅行申し込みの際にご提供いただいた個人情報について、お客様との連絡のためや運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに利用させていただくほか、必要な範囲内で当該機関等及び手配代行者に提供いたします。
- (2) 当社及び販売店が取り扱うサービス・商品に関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。
- (3) 当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、お客様の個人データを免税品店等の事業者へ提供することがあります。この場合、お名前、郵便番号、搭乗航空便名等に係る個人データを、電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、申込みの際にお申し出ください。
- (4) 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページ（<http://www.mwt.co.jp>）でご確認ください。
- なお、販売店の個人情報の取り扱いに関する方針については、お客様ご自身でご確認ください。

〔衛生に関する情報のご案内〕

運航先（国又は地域）の衛生状況については、厚生労働省「感染症発生情報」ホームページ：<http://www.forth.go.jp/>でご確認ください。